



第3章

第2期がん対策推進計画策定の 基本方針

1 目標

(1) 全体目標

要検討

本市の「YOKOSUKAビジョン2030」では、健康・医療分野について、「健康がすぐそばにあるまち」を分野別の未来像として掲げています。そのため、市民の健康、医療にかかわる関係機関と積極的に連携を図り、先端技術も取り入れることで、住み慣れた地域で必要な健診や医療を受けつつ、健康に過ごせる仕組みにより、全ての人がより安心して暮らせるまちを目指しています。

そのなかで本計画の全体目標では、市民一人ひとりが、がんについて正しい知識を持ち、自ら行動すること、また、がん患者が住み慣れた地域で、自分が納得して選択した質の高い治療を受けられる体制を構築すること、さらに、がん患者が、がんと向き合いながら自分らしい生き方を実現できるよう、家族や周りの人も、がんやがん患者に対する偏見をもつことなく自然と支え合えるような社会を構築することを目指します。

(2) 分野別目標

① がん予防の推進

がん予防を推進するため、喫煙・受動喫煙、飲酒、肥満、塩分摂取、野菜摂取、運動不足といった生活習慣の改善や、ヘリコバクター・ピロリ、ヒトパピローマウイルス、肝炎ウイルス、HTLV-1といった感染症の予防を推進していきます。

② がんの2次予防（がん検診）

がん検診受診率向上のために、がん検診受診の勧奨・再勧奨、がん検診無料クーポン・受診券の送付、また、精密検査（精検）の未受診者把握や、アンケートでの受診の勧奨を行い、がんの早期発見・早期治療を推進していきます。

③ がん医療

市民の方に、質の高い様々ながん医療及び、希少がん・難治性がん等のがんの種類や、子どもから高齢者までのがん患者の年齢に応じた医療を繋げるための情報提供を行っていきます。

④ がんとの共生（がんと共に生きる人への支援）

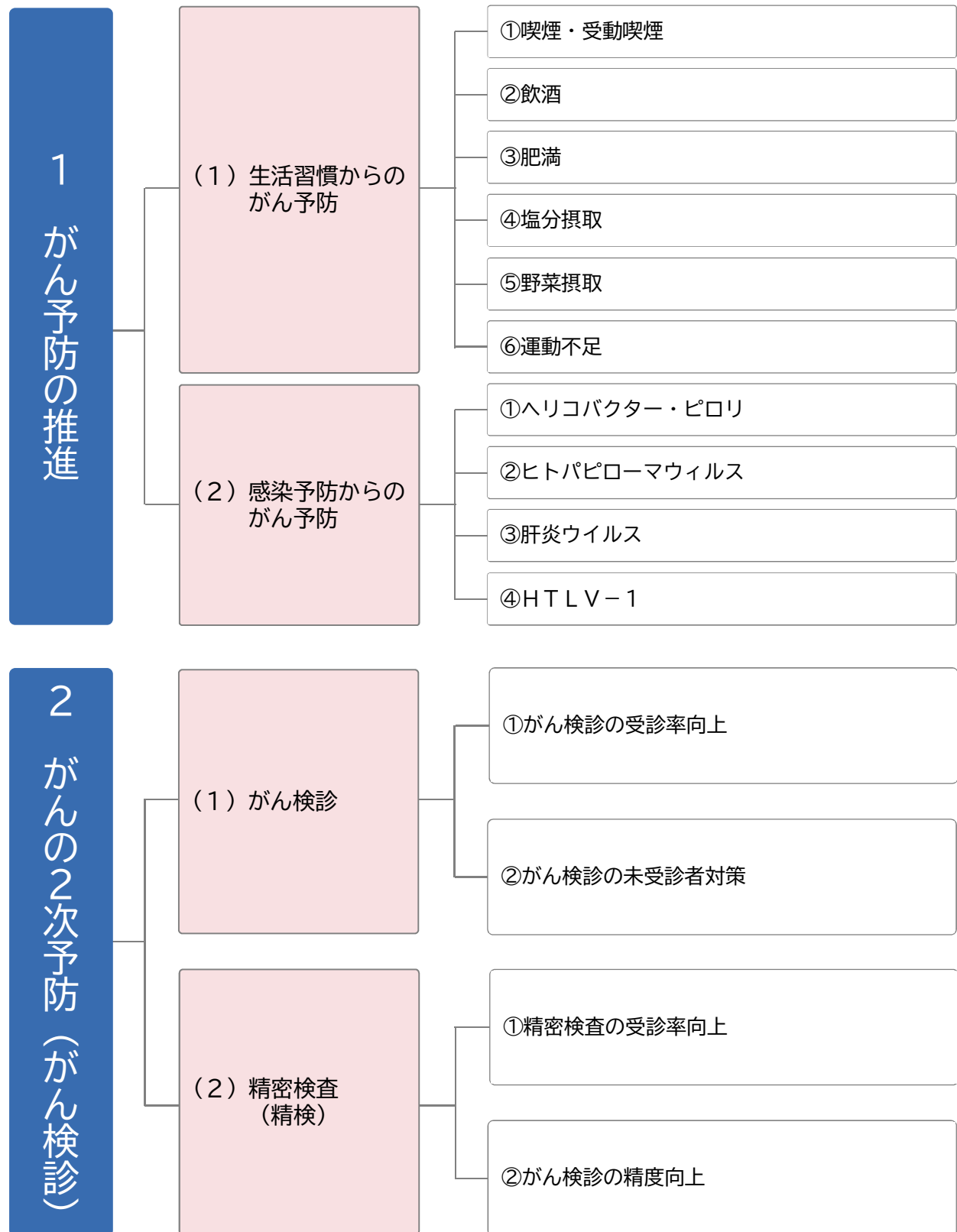
がん患者とその家族に、相談支援、情報提供を行うとともに、がん患者に対して、就労に関することや見た目、精神等のあらゆる面への支援を行っていきます。また、小児・AYA世代、高齢者へのライフステージに応じた支援を行い、緩和ケアを提供するための人材育成、在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進、緩和ケアの普及啓発と、がんに対する理解を深めるための教育や、普及啓発を行っていきます。

(3) 施策体系

[大柱]

[中柱]

[小柱]



[大柱]

[中柱]

[小柱]

3 がん医療

(1) がん診療連携拠点
病院等を中心と
したがん医療提供
体制等

① 地域がん診療連携拠点病院

② 県がん診療連携協議会の役割

③ 医療提供体制の均てん化・集約化

④ がんゲノム医療の提供

⑤ 手術療法・放射線療法・薬物療法

⑥ チーム医療の推進

⑦ 医科歯科連携の推進

⑧ がんのリハビリテーション

⑨ 支持療法の推進

⑩ 緩和ケアの提供

⑪ 妊孕性温存療法

(2) 希少がん・難治性がん対策

(3) 小児及びAYA世代のがん対策

(4) 高齢者のがん対策

(5) がん登録の推進

(6) 新規医薬品、医療機器及び医療技術の速やかな医療実装

[大柱]

[中柱]

[小柱]

4

がんとの共生（がんと共に生きる人への支援）

(1) がん患者及び
その家族等への
支援

①相談支援

②情報提供

③がん患者団体・ピアサポーター等との連携

(2) 就労を含めた社会
的な問題への対策

①就労支援

②アピアランスケア

③がん患者の精神面のサポート（自殺対策）

(3) ライフステージに
応じた支援

①小児・AYA世代への支援

②高齢者への支援

(4) 緩和ケアの人材育
成・普及啓発

①緩和ケアの人材育成

②在宅緩和ケア・地域包括ケアの推進

③緩和ケアの普及啓発

(5) がんに対する
理解の促進

①がん教育の推進

②がんに関する知識の普及啓発

2 市町村としての責務

- ・がんの正しい知識の普及
- ・がん予防の周知啓発及び実践
- ・がんになっても、尊厳を持って安心して暮らせる社会の実現

3 国・県の計画との整合性と役割分担

国の第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月閣議決定）では、「全体目標と分野別目標」と「分野別施策と個別目標」を定めています。

第2期横須賀市がん対策推進計画を策定するにあたり、国の全体目標の3つの柱の趣旨を本市の「全体目標」、「分野別目標」、「市町村としての責務」に取り込み、国の方針と方向性を一にして実効性のある計画としました。

○がん対策推進基本計画 全体目標

がん患者を含めた全ての国民ががんに関する正しい知識を持ち、避けられるがんを防ぐことや、誰もが、いつでもどこに居ても、様々ながんの病態に応じた、安心かつ納得できるがん医療や支援を受け、尊厳を持って暮らしていくことができるがん対策を推進すること、さらに、こうしたがん対策を全ての国民とともに進めていくことが重要であるという考えの下、「誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての国民とがんの克服を目指す。」を全体目標とする。

また、全体目標の下に、「がん予防」、「がん医療」及び「がんとの共生」の分野別目標を定め、これらの3本の柱に沿った総合的ながん対策を推進する。

1. 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

～がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す～

がんを予防する方法を普及啓発するとともに、地方公共団体、関係学会等の連携による取組を推進し、科学的根拠を積極的に収集・分析した上で、その結果に基づいた施策を実施することにより、がんの罹患率を減少させる。全ての国民が受診しやすい検診体制を構築し、がんの早期発見・早期治療を促すことで、効率的かつ持続可能ながん対策を進め、がん死亡率の減少を実現する。

2. 患者本位で持続可能ながん医療の提供

～適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向上・がん死亡率の減少・全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す～

がんゲノム医療をはじめとした高度ながん医療の提供を推進するとともに、患者本位のがん医療を展開することで、がん医療の質を向上させる。また、それぞれのがんの特性に応じたがん医療の均てん化・集約化を進め、効率的かつ持続可能ながん医療を提供することで、がん生存率を向上させ、がん死亡率を減少させる。さらに、支持療法や緩和ケアが適切に提供される体制を整備することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させる。

3. がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

～がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質の向上を目指す～

がん患者やその家族等が住み慣れた地域社会で生活をしていく中で、必要な支援を受けられることができる環境を整備する。国と地方公共団体、がん患者を含めた国民、医療従事者、医療保険者、事業主、関係学会、患者団体及び職能団体等の関係団体、マスメディア等（以下「関係者等」という。）は、医療・福祉・介護・産業保健・就労・教育支援分野等と連携し、効率的な医療・福祉・保健サービスの提供や、就労・教育支援等を行う仕組みを構築することで、社会的な課題を解決し、がん患者及びその家族等の「全人的な苦痛」の緩和を図る。これらにより、全てのがん患者が、いつでもどこに居ても、安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域共生社会を実現し、全てのがん患者及びその家族等の療養生活の質を向上させる。

本計画の「第4章 具体的な施策」は、国の分野別施策のうち市の施策と一致するものについては、本計画とします。また、本市が独自に取り組む施策を加えています。

さらに、本計画は、「神奈川県がん対策推進計画」との整合性を保つものとしています。

○神奈川県がん対策推進計画（令和6（2024）年度～令和11（2029）年度）取組の方向性

1. 全体目標

誰一人取り残さないがん対策を推進し、県民一人ひとりが、がんについて正しく理解することで偏見をなくすとともに、がんと向き合い、支え合うことができる社会を構築し、全ての県民とがんの克服を目指す。

2. 分野別の目標

○がんの未病改善

がんを克服するためには、県民のみなさんが「自分の健康は自分で守る」という考えに立って、食生活等の生活習慣の見直しを含む未病の改善や、がんについての理解を深め、検診の積極的な受診等に努めることが重要です。

また、職域における検診の受診勧奨等、事業者の理解も必要です。

そこで県では、こうした視点に立って、県民・事業者・関係団体・市町村等と力を合わせてがん予防に取り組んでいきます。

○患者目線に立ったがん医療の提供

県立がんセンターを中心とする、国が指定するがん診療連携拠点病院や、県が指定する神奈川県がん診療連携指定病院が、それぞれの地域において、がん患者目線に立った質の高いがん医療を提供するとともに、がんに関する正しい情報の提供等を行うことができるよう、県と各医療機関等と協力して、がん医療の提供体制の充実に取り組んでいきます。

○それぞれの立場で進めるがんとの共生

近年、がん医療の進歩により、がんは「共生していく病気」となっています。

そこで県では、がん患者やその家族等が、がんになっても安心して、生活の質を維持しながら、住み慣れた地域社会で生活できるよう、県民一人ひとりがそれぞれの立場で支援できる社会の構築に取り組んでいきます。

本計画では、市の関係部局、関係機関、関係団体及び事業者等が、本計画にのっとり主体的に個別の目標を立てることとし、その目標を達成しようと全ての人並びに組織及び団体が行動することで、本計画の実効性を確保しようとするものです。